

令和3年1月14日

保 護 者 様

小 野 市 教 育 委 員 会

緊急事態宣言を踏まえた学校における対応等について

令和3年1月13日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、兵庫県に対し、国から法に基づく緊急事態宣言が行われました。

学校においては、国の方針に基づき、地域一斉の臨時休業は行わず、感染症対策を講じた上で、児童生徒の教育活動は進めてまいります。しかしながら、個々の学校行事等のあり方については、法に基づく緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、実施の可否、方法や内容等を見直して進めてまいりますので、急な変更等も想定されますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

ご家庭におかれましても、「密閉」「密集」「密接」のいわゆる「3密」の回避、手洗いや咳エチケット、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用など、新しい生活様式に留意し、感染症リスクの一層の軽減に努めていただきますようお願いいたします。

そして、毎日の登校前の健康観察、感染の疑いがある場合の連絡を改めて徹底していただくとともに、学校外の行動につきましても、特に20時以降の不要不急の外出を控えるなど、感染防止のために留意いただきますようお願いいたします。

なお、県の方針に基づき、緊急事態宣言が発出されている期間は、本人はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校を控えるようご協力をお願いいたします。

再び、感染の拡大傾向が続く中、児童生徒のストレス等が増大していることも懸念されます。学校においても、児童生徒の心のケアに留意して取り組んでまいります。ご家庭においても、児童生徒の心のサインの把握に一層努めていただきますよう、お願いいたします。

また、各学校においても新型コロナウイルス感染症にかかる偏見やいじめ等がないように指導を行っております。ご家庭や地域と一体となって取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

○緊急事態宣言発令期間中の部活動について

- ・ 活動時間は、部活動ガイドラインに基づき、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内を厳守する。
 - ・ 対外試合（市内・市外問わず）、他校との合同練習は行わない。
- ※一部開催を認められている大会があるため、参加する場合は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図る。

○出席停止等の取扱い

※以下の理由で欠席した場合は、「欠席」ではなく「出席停止」扱いとします。

- ・ 生徒に発熱等の風邪の症状がみられるとき。
- ・ 同居の家族に発熱等の風邪症状がみられるとき。
- ・ 保護者から感染が不安で学校を休ませたいと申し出があり、その申し出に対し学校長が合理的な理由があると判断した場合。
- ・ 医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合。

○今後の行事予定

- ・ 2 / 10（水）県内私立高校入試
- ・ 2 / 10（水）小学6年生1日生活体験 【中止】
- ・ 2 / 16（火）公立推薦・特色検査
- ・ 2 / 19・22・24 期末テスト
- ・ 2 / 18（木）新入生保護者説明会、物品販売
- ・ 2 / 26（金）PTA評議委員会・引継会 【再検討】
- ・ 3 / 4（木）9年生送る会
- ・ 3 / 10（水）卒業証書授与式【保護者1名、在校生は代表生徒、来賓なし】
- ・ 3 / 12（金）公立一般学力検査

※今後、感染拡大の状況により変更となる可能性があります。